

みやこ町スクールバス運行等業務
公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月1日

みやこ町教育委員会

1 目的

みやこ町スクールバス運行等業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、対象区域における児童生徒の安全な登下校及び安定的な通学手段を確保するため、公募型プロポーザル方式により、高い安全性と確実なバス運行実績を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

みやこ町スクールバス運行等業務

(2) 業務内容

別紙「みやこ町スクールバス運行等業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 契約上限額

本業務に係る上限額は、275,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は本業務に係る予算規模を示すためのものであり、上記に示す上限額での契約を確約するものではない。

年度ごとの上限額は次のとおりとする。

令和 6年度 55,000,000円

令和 7年度 55,000,000円

令和 8年度 55,000,000円

令和 9年度 55,000,000円

令和10年度 55,000,000円

(5) 事業担当課

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町教育委員会 学校教育課 総務係

TEL: 0930-32-6005 FAX: 0930-32-6015

E-mail: kyoumu@town.miyako.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (3) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び町税等の税の滞納がないこと。
- (4) 北九州市、京築地域内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (5) 法人又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにみやこ町暴力団排除条例（平成22年みやこ町条例第1号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

公募開始日	令和5年12月 1日（金）
参加申込書等【様式1、様式2】の受付期間	令和5年12月15日（金） 17：00まで
企画提案書等【様式3、様式6 他】の提出期限	令和5年12月15日（金） 17：00まで
質問書【様式5】の提出期限	令和5年12月 7日（木） 正午まで
質問回答期限	令和5年12月14日（木） 17：00まで
参加資格確認結果通知	令和5年12月18日（月）
企画提案に対する対面質疑	令和5年12月27日（水）
審査結果の通知	令和6年 1月 9日（火） 予定

5 実施要領等の配布

- (1) 配布時期
令和5年12月1日（金）～12月15日（金）
- (2) 配布方法
みやこ町ホームページからダウンロード

6 参加申込書等の提出

- (1) 受付期間
令和5年12月1日（金）～12月15日（金） 17：00まで
- (2) 提出場所
2（5）の事業担当課
- (3) 提出方法
持参（閉庁日を除く8時30分から17時00分までの執務時間内）又は郵送（なお、書留等の記録の残る方法とすること。）により提出すること（必着）。
- (4) 提出書類

提出書類	部数
①【様式1】参加申込書	1部
②【様式2】会社概要書	1部

③【様式3】企画提案書等提出届	1部
④【任意様式】企画提案書	10部
⑤【様式6】見積書	1部
⑥会社・法人の履歴事項全部証明書	1部
⑦納税証明書（国税・地方税）	各1部

(5) 参加資格確認結果の通知

提出いただいた参加申込書等を確認し、令和5年12月18日（月）までに参加資格確認結果の通知を申込書に記載の担当者に電子メールで通知する。

(6) 参加辞退

参加申込書の提出日以降に参加を辞退する場合は、参加辞退届【様式4】を2（5）の事業担当課へ提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

7 質問及び回答

(1) 提出期限

令和5年12月7日（木）正午まで

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

質問書【様式5】を作成し、電子メールにて提出すること。なお質問書送付後、2（5）の事業担当課へ必ず電話により受信確認を行うこと。

※提出期限後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和5年12月14日（木）17:00までに随時メールにて回答する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 企画提案書作成

(1) 企画提案書作成における留意事項

①企画提案書【様式任意】

ア 別紙の仕様書をもとに、スクールバス運行等に対する基本的な考え方、業務体制、緊急時の対応方法等、必要な事項を具体的に記載すること。

イ 安全管理やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。

ウ その他PR及び独自提案がある場合は、記載すること。

②見積書【様式6】

次の4点がわかる記載とすること。

ア 運転業務は人件費（運転手・添乗員）及びその他諸経費等を記載すること。

- イ 運行業務は車両、人件費等一式で記載すること。
- ウ 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。
- エ 令和6年度～令和10年度それぞれの見積書を作成すること。

(2) 作成上の留意点

- ①提出書類の用紙は、A4サイズを基本とし、用紙の縦横は問わない。また、A3サイズの挿入も可とする。ただし、A3サイズも1ページ換算とする。
- ②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ③製本等は簡易とし、ファイル等に綴る必要はない。
- ④企画提案書のページ数は、表紙、目次を除き、20ページ以内とすること。
- ⑤文書を補完するための写真、イラスト、図等の使用は任意とする。
- ⑥企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑦企画提案書は、表紙、目次を除き、下段余白中央にページ番号を付けること。

9 企画提案書等の審査

(1) 審査の方法等

企画提案書の審査については、みやこ町スクールバス運行等業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、優先交渉権者及び次点者を特定する。なお、同点が2者以上になった場合は、参考見積書の金額が低い方を優先交渉権者として特定する。次点者についても同様とする。

(2) 提出された企画提案に対しては選定委員会による対面質疑を実施する（日時等の詳細については、別途通知する。）。

①実施方法

みやこ町役場会議室にて対面による企画提案及び質疑を行う。

②実施日

令和5年12月27日（水）

③所要時間

20分程度（提案者からの説明：10分、質疑応答10分）

④説明

提出した企画提案書に沿って説明すること。

⑤説明者

出席者は企画提案者1者につき3人以内とする。

(3) 本プロポーザルへの参加資格を認定された事業者が1者以上である場合、本プロポーザルは成立するものとし、選定委員会において対面による提案内容の質疑審査を行い、評価基準に基づいて、選定の可否を決定する。

(4) 評価基準

項目		評価基準	配点
基本項目 (5点)	① 本業務に係る基本的な考え方	業務全体に対しての基本的な考え方を評価	5点
業務遂行能力 (15点)	② 事業者の業務実績に関する事	同種の事業実績に対する評価	5点
	③ 事業者の信用状況に関する事	業務を確実に遂行できる組織・経営の安定性、経営基盤の評価	10点
運行提案内容 (80点)	④ 業務体制について	運行等のための体制、人員、車両点検等、業務実施にあつたての準備体制の評価	20点
	⑤ 安全管理体制について	事故防止策、各種マニュアルの評価、安全運転研修等の評価	20点
	⑥ 緊急時の対応について	自然災害時等の安全確認の評価	10点
	⑦ 学校への対応について	自然災害時等の安全確認、運行時刻の変更等に対する対応の評価	10点
	⑧ 児童・生徒等への対応について	利用者への対応の評価	10点
	⑨ 自由意見・提案（地域への貢献等）	事業者としての優位性のアピール、独自提案の評価	5点
	⑩ 見積金額の妥当性について	見積額に対する評価	5点
合計			100点

10 選定結果の通知及び公表

審査結果の通知日は、令和6年1月9日（火）を予定している。

審査結果については、参加者全員に速やかに文書で通知する。審査結果に関する問合せ、異議申し立ては受け付けない。

また、審査結果については、みやこ町ホームページに掲載し、公表する。

1 1 契約の締結

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、みやこ町財務規則に基づき契約を締結する。

優先交渉権者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

なお、優先交渉権者と協議の結果、合意に至らなかった場合、若しくは不平等が発覚した場合等は、次点者以降の提案者を繰り上げて、順次契約協議する。

1 2 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (4) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (5) 企画提案書については、優先交渉権者の選定のために使用するものとし、原則公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、みやこ町情報公開条例に基づき対応する。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ②企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ④見積額が契約上限額を超えている場合
 - ⑤選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。